

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。
一部ウェブサイトから予約できる相談もあります。詳しくは市ウェブサイト
(都市魅力課のページ) をご覧ください (右図からもアクセスできます)。



今月の相談

相談名	とき	ところ	予約・その他	
暮らし	法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時~4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時~4時	市役所2階市民相談室 金剛連絡所2階	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年内で2回利用可(同一案件の相談は不可)。 ※ウェブ予約も可。
	TONPAL 女性のための法律相談	24日(月)、午後1時~4時	男女共同参画センターウィズ(TONPAL 2階)	要予約【☎(23)0030】、女性弁護士による相談、定員3人 ※同一年内で2回利用可(同一案件での2回利用は除く)
	市民相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時30分 毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時~4時	市役所2階7番窓口 金剛連絡所1階	電話相談も可(内線182、184) 事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
	行政相談	※今月は実施しません。	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
	司法書士相談	18日(火)、午後1時~4時	市役所2階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年内で1回利用可。
日本政策金融公庫相談	19日(水)、午後1時30分~3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】	
消費生活相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~正午、午後1時~4時	市消費生活センター(市役所2階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】	
人権	人権なんでも相談	28日(金)、午後1時~4時	すばるホール4階秀月の間	人権擁護委員による相談、電話相談も可(内線474)
	人権相談・生活相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時	TONPAL 1階	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】、市人権協議会相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	外国人市民相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前10時~午後4時	TONPAL 2階	多言語で相談可【☎(55)2018】、とんだばやし国際交流協会相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	女性の悩み相談	①4日(火)、4/1日(火)、午前9時30分~午後0時30分、1時30分~3時30分、②3/13日(木)、午前10時30分~午後0時30分、1時30分~3時30分、③15日(土)、午前9時30分~11時30分	男女共同参画センターウィズ(TONPAL 2階)	電話相談も可、要予約【☎(23)0030】、女性カウンセラーによる相談、定員は①は各5人、②は4人、③は2人
	にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時~午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
子育て	保育士による育児相談	第2・4金曜日(祝日は除く)、午後1時~3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
	ひとり親家庭相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時15分	市役所4階子ども政策課	要予約、電話相談も可(内線204)
	児童家庭相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時30分	市役所4階子育て応援課	電話相談も可(内線206~209)
	発達相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時15分	市役所4階子育て応援課	要予約、電話相談も可(内線209)
	子育て相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康・福祉	健康相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】 健診結果の見方や生活習慣病、栄養、禁煙などについての相談
	福祉なんでも相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関するあらゆる相談
	自立支援相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可(内線274)
	こころの電話相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午前10時~午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】
仕事	商工相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
	農業相談	5日(水)、4/14日(金)、午後1時~3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
	就労支援相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時	市就労支援センター(TONPAL 1階)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	お出かけ就労支援相談	25日(火)、午後1時30分~4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	労働相談	13日(木)、午後6時~8時	市役所2階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。 ※ウェブ予約も可。問い合わせ(内線481)
	若者の就労・自立相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前10時~午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17の501)【☎(26)9441】
その他	若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午後5時30分~9時	トピックス	ロピースタッフによる相談
	ひきこもり相談	27日(木)、午後1時~2時30分、2時30分~4時 11日(火)、午後1時~2時30分、2時30分~4時	トピックス 金剛連絡所	要予約【☎(26)8056】、定員各1人 要予約【☎(26)8056】、定員各1人
	進路相談(奨学金)	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
	チャイルドライン	毎日、午後4時~9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
	市民公益活動相談	月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。

TONPAL = 多文化共生・人権プラザ(若松町一丁目7の1)

①=とき、②=ところ、㊦=内容、㊧=対象者、㊨=定員、㊩=費用、㊪=持ち物、㊫=申し込み、㊬=問い合わせ

保健医療
子育て
相談
V
P

国民健康保険

修学中の被保険者に適用される特例(マル学)の申請



マル学とは、大学や専門学校などへの進学のため市外に転出するときに、手続きをすることで引き続き本市の国民健康保険を使用できる特例です。

現在適用を受けていて、特例を継続する人や終了する人も手続きが必要です。

手続き 所定の申込書に必要事項を記入し、在学証明書、学生証または合格通知書などを添えて、持参または郵送で、保険年金課(内線150)へ
※右上図からも手続きできます。

募集

夜間の中学校で勉強しませんか(生徒募集)

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人や、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の人が入学でき、授業料は要りません。外国籍の人も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

☎教育指導室(内線363、364)

自衛官募集

●一般幹部候補生

将来の自衛隊を担う幹部自衛官を養成するコース

応募資格 日本国籍を有する20歳以上28歳未満の人など

受付期間 ①3月1日(土)～4月4日(金)、②4月23日(水)～6月6日(金)

試験日 ①4月12日(土)、13日(日)、②6月14日(土)

※4月13日(日)は飛行要員希望者のみ。

※詳しくは、お問い合わせください。

●一般曹候補生

各部隊の中核となる陸・海・空曹自衛官を養成するコース

応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

受付期間 3月1日(土)～5月7日(水)

試験日 5月17日(土)～25日(日)のうち1日

※詳しくは、お問い合わせください。

☎自衛隊富田林地域事務所(☎(24)3799・FAX(24)3999)

講座・催し

認知症介護家族の交流会

①3月26日(水)、午後1時30分～3時30分

☑総合福祉会館

㊦認知症のお薬の話

㊧認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限りです。

㊨20人 ㊩無料

㊫3月25日(火)、午前9時までに、高齢介護課(内線197、198)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※右図からも申し込み可。



定期上級救命講習

①4月27日(日)、午前9時30分～午後5時30分(ウェブ講習修了者は、午前10時30分～午後5時30分)

☑大阪南消防局(藤井寺市青山3丁目613の8)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

㊦AEDの使い方や心肺蘇生法を学ぶ

㊧市内在住・在勤・在学の人

㊨30人

㊩無料

㊫3月27日(水)、午前9時～、電話で、大阪南消防局救急課(☎072(958)9932)へ(申し込み先着順)

多文化理解のための語学講座

①4月1日(火)～令和8年3月31日(火)(原則月4回)

☑TONPAL(多文化共生・人権プラザ)

㊦中国語・韓国語・タイ語・英語

※日程やコースなど詳しくはお問い合わせください。

㊨各15人

㊩5000円(国際交流協会会員は4000円)

㊪テキスト、筆記用具など

㊫3月6日(木)～、(特活)とんだばやし国際交流協会(☎(24)2622)へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

福祉

献血にご協力を

①☑エコール・ロゼ＝3月2日(日)、30日(日)、午前10時～午後4時

※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

☎市献血推進協議会(☎(25)8261)

相談

福祉なんでも相談会【3月】

	とき	ところ
7日(金)	午後2時30分～3時30分	東条老人いこいの家グリーンピア東条(龍泉594の2)
	午後3時～4時	彩和学園 明治池中学校(※1)
10日(月)	午後3時～4時	喜志小学校(※1)
18日(火)	午後2時30分～3時30分	かがりの郷2階

※いずれも当日直接会場へ。
(※1) MINAYORUで開催します。

※電話やLINEでの相談もできます。LINE相談窓口は右図をご覧ください。



㊦困りごとがある人や地域の事を相談したい人など

☎市社会福祉協議会(☎(25)8200)

市・府民税の申告は 3月17日(月)までに

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、今年1月1日時点で本市に居住し、昨年中に所得のあった人で、(給与所得だけの人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません)。

㊦㊧ 3月17日(月)までの午前9時～午後4時＝市役所地下902会議室、午後4時～5時30分＝課税課(市役所1階13番窓口)

※土・日曜日は除きます。

※会場は、午前9時に開場します。

㊮課税課(内線111、112)

原付・二輪車・軽自動車などの廃車、名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で、バイク・軽自動車・小型特殊自動車などを所有または使用する人に対し、所在地の市区町村で課税されます。廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、令和7年度以降も課税の対象となります。

軽自動車などを「他の人に譲った」「盗難に遭った」などの場合には、廃車または名義変更の手続きをする必要があります。

●車種ごとの廃車、名義変更、住所変更の手続き方法

◇原動機付自転車(～125cc)・小型特殊自動車・ミニカー

㊮課税課(内線110)、金剛連絡所(☎(29)1401)

㊮ナンバープレート、申告済証(販売証明書)

◇特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)

㊮課税課(内線110)

㊮ナンバープレート、申告済証(販売証明書)

◇125ccを超える二輪車

㊮大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地)

[☎050(5540)2060]

◇軽自動車(三輪・四輪)

㊮軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所(和泉市伏屋町一丁目13の3)[☎050(3816)1842]

※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

㊮課税課(内線110)



国民年金

学生納付特例は毎年申請を

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は本人の前年所得が128万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認を受けるには毎年申請が必要です。ただし、令和7年度分は4月より受け付け開始となります。

㊮大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各

種学校(修業年限1年以上である課程)などに在学する学生(夜間、通信制課程も可)

手続き 基礎年金番号がわかる書類、学生証など学生であることを証明できるものを持参し、保険年金課(内線153、154)へ

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請ができます。

※令和6年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月日を把握できた人には、3月下旬に申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送してください。

※詳しくは、日本年金機構ウェブサイト(国民年金保険料の学生納付特例制度のページ)をご覧ください。

㊮天王寺年金事務所[☎06(6772)7531]

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。なお、国民健康保険料を滞納している世帯は、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う対象になることがあります。介護保険料を滞納していると、滞納状況により保険給付が制限されることがあります。※今月は令和6年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から引き落とされる口座振替が便利で安心です。

普通徴収対象者で口座振替の希望者は、納入通知書と預(貯)金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、下記問い合わせ窓口で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

㊮国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＝保険年金課(内線152、167)、介護保険料＝高齢介護課(内線175、176)

保健医療

子育て

相談

暮らし

暮らし



上下水道

火災発生時に水道水の濁りが発生することがあります

火災発生時に消火栓を使用して消火活動を行うことで、一時的に水道水が濁る場合があります。

消火栓が水道本管に直結している、放水により内部に蓄積した鉄分が剥離することが原因です。濁り水を飲んでしまっても、直ちに健康に影響を与えることはありません。

濁り水が出たときは

①10分ほど水を流してから、水の色を確認してください。

②上記①を行っても水に色がついている場合は、水道工務課までご連絡ください。

※貯湯式温水器や受水槽を設置している場合は、濁り水を引き込まないように、バルブを閉めるなどの対応をお願いします。

☎水道工務課 (24) 1202

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

●転入や転居などで新たに水道を使用する場合は、事前に届け出が必要です。また、新築などの工事をする場合も届け出が必要です。

●転出などで水道を使用しない場合は、料金の精算が必要ですので、必ず届け出をしてください。

●市ウェブサイト（水道事業のページ）でも使用開始や中止の手続きができます。申し込みフォームに、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

●使用水量の確認のために、2カ月に一度お伺いして水道メーターの検針をしています。メーターボックスの上に車や物を置いたり、付近で犬を放し飼いにしたりすると、検針の

妨げとなります。円滑な検針にご協力をお願いします。

☎水道お客様センター (20) 6400

水道管やメーターボックスの管理を

公道などに埋められた市の水道本管から皆さんが分岐した水道管（水道メーターは除く）やメーターボックスは皆さんの所有物ですので、日頃から適切な管理をお願いします。

水道メーターの交換や検針業務に支障がでないようメーターボックスの蓋が壊れてしまったなどの場合は、修繕や交換をお願いします（修繕や交換に要する費用は個人負担になります）。

☎水道工務課 (24) 1202



税

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税（種別割）です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。

また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください。

●ページ口座振替受付サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を持って収納管理課または金剛連絡所へ。※一部取り扱いできないカードがあります。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持って、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。※市外の金融機関などで申し込む場

合は、お問い合わせください。

申込期限（令和7年度）

	期別	令和7年度納期限	ページ口座振替受付サービスの申込期限	取扱金融機関の窓口での口座振替の申込期限
都市計画税・固定資産税	第1期	6月2日	5月15日	4月15日
	第2期	7月31日	7月15日	6月13日
	第3期	9月30日	9月12日	8月15日
	第4期	1月5日	12月15日	11月14日
	全期前納	6月2日	5月15日	4月15日
市・府民税（普通徴収）	第1期	6月30日	6月13日	5月15日
	第2期	9月1日	8月15日	7月15日
	第3期	10月31日	10月15日	9月12日
	第4期	2月2日	1月15日	12月15日
	全期前納	6月30日	6月13日	5月15日
軽自動車税（種別割）	第1期	6月2日	5月15日	4月15日
	軽自動車税（種別割）については、同一名義で登録されている全台数の引き落としになります。			

☎収納管理課（内線122）

確定申告はお済みですか？

開設期間 3月17日(月)までの午前9時～午後4時（土・日曜日は除く）

場 踊すばるホール（桜ヶ丘町2の8）3階
 図 罫筆記用具、計算器具、関係書類や前年分の申告書の控えなど

※入場には「入場整理券」が必要です。国税庁ホームページで入手方法などの詳細をご確認ください。

※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

●自宅からスマートフォンやパソコンで「e-Tax」



をご利用ください！

申告書作成会場は、毎年大変混みますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅などでの確定申告（e-Tax）にご協力をお願いします。

●令和6年分の申告期限、納付期限

税目など	申告・納期限	口座振替日	
申告所得税・復興特別所得税	3月17日(月)	確定分	4月23日(水)
		延納分	6月2日(月)
個人事業者の消費税・地方消費税	3月31日(月)	4月30日(水)	
贈与税	3月17日(月)		

※詳しくは右図をご覧ください。



☎富田林税務署 (24) 3281